

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例
- 長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

所管課（室）名

新 行 政 推 進 室
港 湾 課
薬 務 行 政 室
国保・健康増進課
こども未来課

条 例

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第28号

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

（長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
（市町村が処理する事務の範囲等）			（市町村が処理する事務の範囲等）		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
水産部関係	1 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第26条の規定による港勢調査等の各種調査及び資料の作成並びに漁港の施設の軽微な維持補修及び港内の清掃に関すること。	略	水産部関係	1 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第26条の規定による港勢調査等の各種調査及び資料の作成並びに漁港の施設の軽微な維持補修及び港内の清掃に関すること。	略
	2 略			2 略	
略			略		

（長崎県海域管理条例の一部改正）

第2条 長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
（定義）		（定義）	
第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法（昭和		第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法（昭和	

23年法律第73号)第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。

- (1) 略
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域
- (3) 略

23年法律第73号)第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。

- (1) 略
- (2) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域
- (3) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第29号

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県薬務関係手数料条例(平成12年長崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律(昭和23年法 律第124号)第 5条第1項の規 定に基づく大麻 草採取栽培者免 許の申請に対す る審査	大麻草採取 栽培者免許 申請手数料		1件	6,700円	1	大麻取締法(昭 和23年法律第 124号)第5条 第1項の規定に 基づく大麻取扱 者免許の申請に 対する審査	大麻取扱者 免許申請手 数料		1件	6,700円
2	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第6条第3項 の規定に基づく 大麻草採取栽培 者の登録事項の 変更	大麻草採取 栽培者登録 事項変更手 数料		1件	3,200円	2	大麻取締法第10 条第5項の規定 に基づく大麻取 扱者の登録事項 の変更	大麻取扱者 登録事項変 更手数料		1件	3,200円
3	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第7条第3項 の規定に基づく 大麻草採取栽培 者免許証の再交 付	大麻草採取 栽培者免許 証再交付手 数料		1件	3,200円	3	大麻取締法第10 条第6項の規定 に基づく大麻取 扱者免許証の再 交付	大麻取扱者 免許証再交 付手数料		1件	3,200円
4~84 略						4~84 略					

第2条 長崎県薬務関係手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律（昭和23年法 律 第124号）第 5条第1項の規 定に基づく第一 種大麻草採取栽 培者免許の申請 に対する審査	第一種大麻 草採取栽培 者免許申請 手数料		1 件	6,700円	1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律（昭和23年法 律 第124号）第 5条第1項の規 定に基づく大麻 草採取栽培者免 許の申請に対す る審査	大麻草採取 栽培者免許 申請手数料		1 件	6,700円
2	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第6条第3項 の規定に基づく 第一種大麻草採 取栽培者の登録 事項の変更	第一種大麻 草採取栽培 者登録事項 変更手数料		1 件	3,200円	2	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第6条第3項 の規定に基づく 大麻草採取栽培 者の登録事項の 変更	大麻草採取 栽培者登録 事項変更手 数料		1 件	3,200円
3	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第7条第3項 の規定に基づく 第一種大麻草採 取栽培者免許証 の再交付	第一種大麻 草採取栽培 者免許証再 交付手数料		1 件	3,200円	3	大麻草の栽培の 規制に関する法 律第7条第3項 の規定に基づく 大麻草採取栽培 者免許証の再交 付	大麻草採取 栽培者免許 証再交付手 数料		1 件	3,200円
4～84 略						4～84 略					

附 則

この条例中第1条の規定は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第1条本文の規定による施行の日から、第2条の規定は同法附則第1条ただし書第2号の規定による施行の日から施行する。

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 16 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第30号

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例

長崎県国民健康保険条例（平成29年長崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（年齢調整後医療費指数） 第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。 （一般納付金所得係数） 第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 県に係る算定政令第9条第5項第1号に掲げる額 (2) 算定政令第9条第5項第2号に掲げる額 2 略	（年齢調整後医療費指数） 第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。 （一般納付金所得係数） 第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 県に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額 (2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額 2 略

(一般納付金所得等割合) 第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第16条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 算定政令第10条第3項第1号に掲げる額 (2) 算定政令第10条第3項第2号に掲げる額 2 略 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第17条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。	(一般納付金所得等割合) 第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第16条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額 (2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額 2 略 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第17条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令附則第10条第4項第1号に掲げる数とする。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月16日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第31号

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年長崎県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の配置) 第4条 略 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。<u>ただし、</u>常時2人を下回ってはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね<u>15人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子ども おおむね<u>25人</u>につき1人以上 3 略	(職員の配置) 第4条 略 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。<u>ただし</u>常時2人を下回ってはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね<u>20人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子ども おおむね<u>30人</u>につき1人以上 3 略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—<u>第22条の4</u>） 第2章～第15章 略	目次 第1章 総則（第1条—<u>第22条</u>） 第2章～第15章 略

附則 (職員配置) 第49条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。 3～5 略 (設備の基準) 第50条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。 (5)～(7) 略	附則 (職員配置) 第49条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。 3～5 略 (設備の基準) 第50条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び次条第2項において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。 (5)～(7) 略
--	---

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
(職員の数等) 第6条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(3)及び(4) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>備考 略</td><td></td></tr> </table> 4 及び 5 略	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	(3)及び(4) 略		備考 略		(職員の数等) 第6条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr> <tr> <td>(3)及び(4) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>備考 略</td><td></td></tr> </table> 4 及び 5 略	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	(3)及び(4) 略		備考 略	
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
(3)及び(4) 略																					
備考 略																					
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
(3)及び(4) 略																					
備考 略																					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の長崎県認定こども園の認定要件に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第49条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト